

に伴い、医療費が増大していくことが予想される(図2-3-7)。

後期高齢者と若人を比較すると、平成21年度の後期高齢者一人当たり診療費は、若人の4.7倍(入院7.2倍、外来3.8倍)となっている。これを三要素に分解してみると、受診率は入院で6.6倍、外来で2.8倍、一件当たり受診日数は入院で1.4倍、外来で1.3倍、1日当たり診療費は入院で0.8倍、外来で1.1倍となっている(図2-3-8)。

また、医療費は地域によって高低があり、一人当たり後期高齢者医療費は、最高の県と最低の県で約39万円(約1.5倍)の差がある(図2

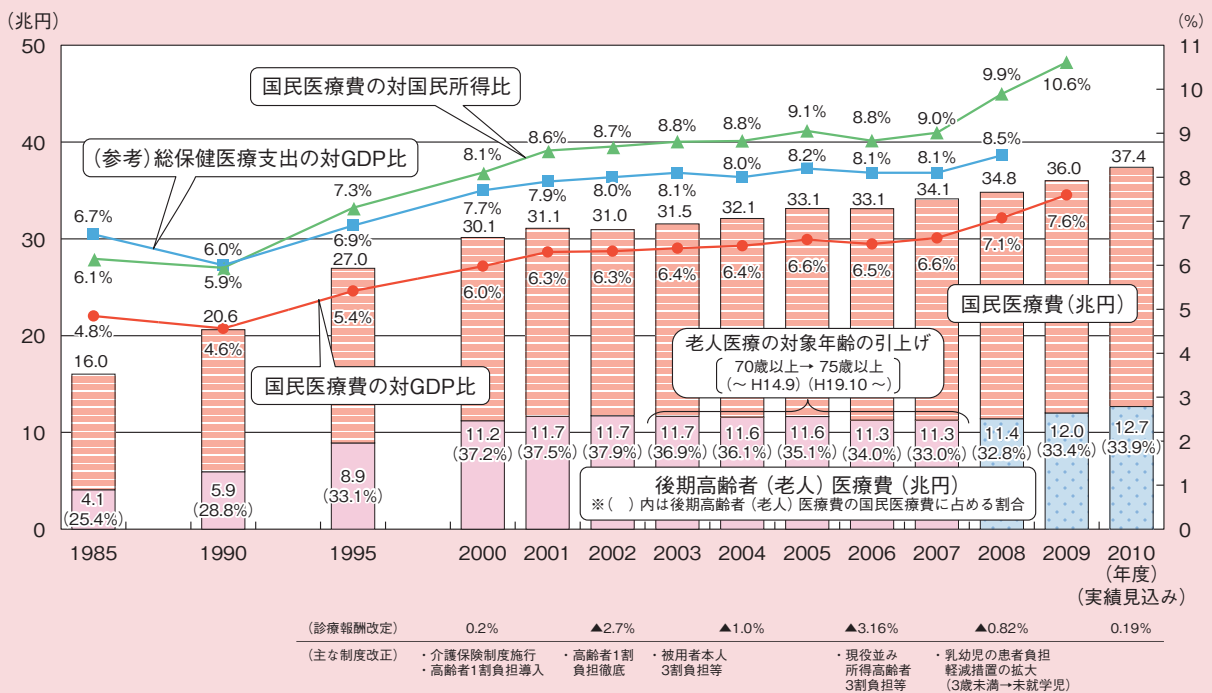
-3-9)。

### (6) 子育て支援施策の総合的推進

今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)に基づき、具体的な数値目標を掲げ、保育等の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりに取り組むこととしている。

また、「子ども・子育てビジョン」等に基づき、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するた

図2-3-7 医療費の動向



〈対前年度伸び率〉

	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	0.0	3.0	2.0	3.4	3.9
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.5
国民所得	7.2	8.1	▲0.3	2.0	▲2.8	▲1.5	0.7	1.6	0.5	2.6	0.9	▲7.1	▲3.6	-
GDP	7.2	8.6	1.7	0.9	▲2.1	▲0.8	0.8	1.0	0.9	1.5	1.0	▲4.6	▲3.7	-

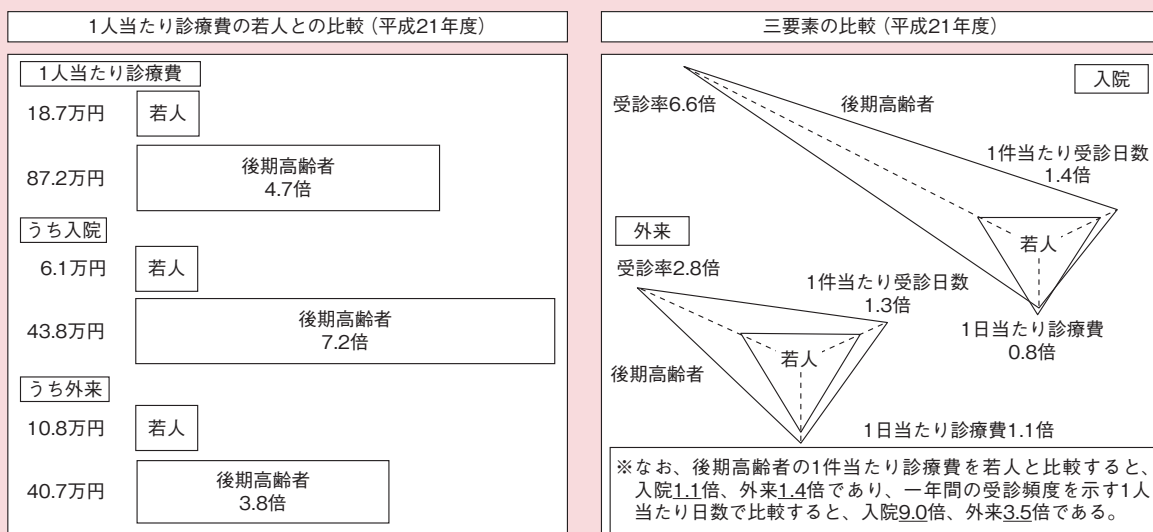
(注1) 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算(2010.12)。総保健医療支出は、OECD諸国の医療費を比較する際に使用される医療費で、予防サービスなども含んでおり、国民医療費より範囲が広い。2009年のOECD加盟国の医療費の対GDP比の平均は9.5%  
 (注2) 2010年度の国民医療費及び後期高齢者医療費は実績見込みであり、前年度の国民医療費及び後期高齢者医療費に当該年度の概算医療費の伸び率をそれぞれ乗じることにより、推計している。また、斜体字は概算医療費の伸び率である。

め、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、  
 保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実  
 などを行う、新たな子ども・子育て支援のため  
 の包括的・一元的な制度である、「子ども・子  
 育て新システム」の構築に取り組んできた。

同システムについては、平成22年度に引き

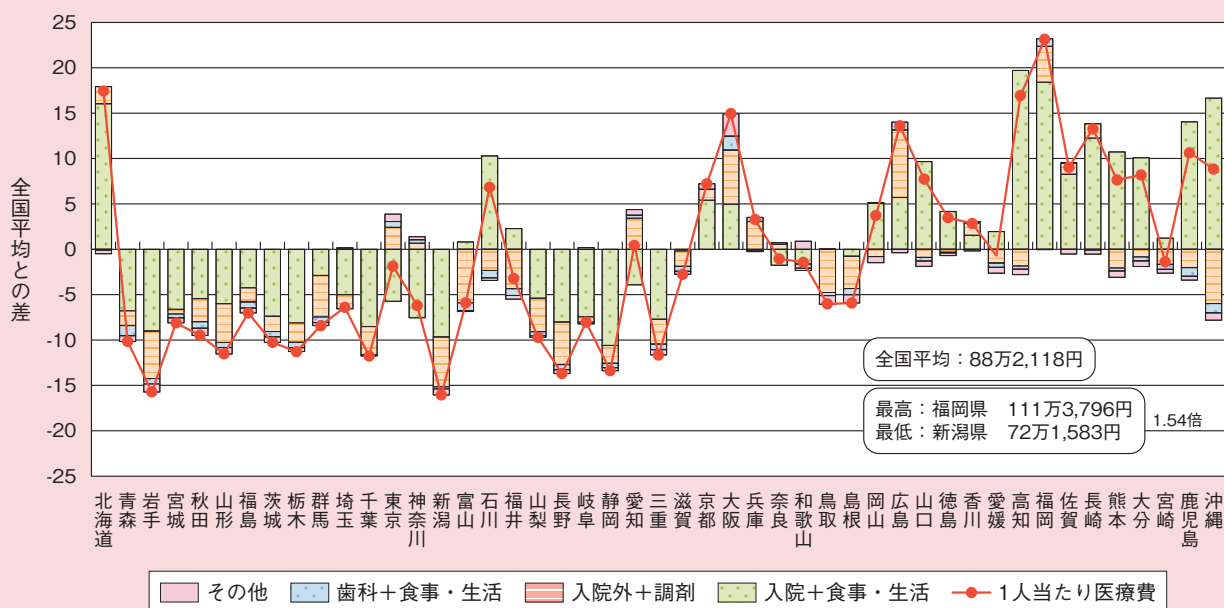
続き「子ども・子育て新システム検討会議」の  
 下で具体的な制度の検討を進めてきた。平成  
 23年7月に「子ども・子育て新システムに関す  
 る中間とりまとめ」が同会議の「作業グルー  
 プ」下で開催される「基本制度ワーキングチー  
 ム」でとりまとめられた。これを受け、同月、

図2-3-8 後期高齢者医療費の特性



資料：保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」  
 (注1) 後期高齢者とは後期高齢者医療制度の被保険者であり、若人とは後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者である。  
 (注2) 入院は、入院時食事療養費・入院時生活療養費(医科)を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び調剤費用額の合計である。  
 (注3) 後期高齢者の1人当たり医療費は88.5万円となっており、若人の1人当たり医療費19.1万円の4.6倍となっている。

図2-3-9 1人当たり医療費の診療種別内訳 (全国平均との差) ~平成21年度~



残された検討課題について検討し、成案をとりまとめ、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することを決定した。

その後も引き続き検討を進め、平成24年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度」を決定し、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定めた。同法案骨子に基づき、3月末に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革とともに平成24年通常国会に提出した。

また、平成17年4月に本格施行した「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づき、地方公共団体においては、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする地域行動計画、企業等においては、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備等を内容とする一般事業主行動計画が策定され、これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期としてすべての地方公共団体に策定が義務付けられており、都道府県及び市町村においては、平成21年度中に策定した後期行動計画に基づき、取組が進められた。一方、一般事業主行動計画については、24年3月末現在で、都道府県労働局への届出が義務付けられている従業員301人以上の大企業の98.9%が届出済みとなっている。また、平成23年4月1日から届出等が義務付けられて

いる従業員101人以上300人以下の企業の96.9%が届出済みとなっており、策定・届出が努力義務となっている100人以下の企業においては24,390社が既に届出済みとなっている。さらに、次世代法に基づき企業が行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合は、申請を行うことで厚生労働大臣から認定される仕組みが19年4月から開始され、24年3月末現在で1,219社が認定を受けている。

### (7) 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を行った。

なお、平成22年7月末時点で計画が策定済みの自治体は、855（48.8%）であり、前回22年3月末時点調査の850（48.5%）から0.3%増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1,159（66.2%）であった。

## 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を